

## 平成28年度 第4回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【平成29年3月23日(木)午後1時30分から3時45分まで】

|          |   |
|----------|---|
| 議題第1号    | 会長、副会長の選出及び部会の設置について  |
| 審議結果     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推薦により、会長に安田丑作委員、副会長に白井治委員を選出。</li> <li>・ 部会の設置、委員構成は原案について了承し、部会委員を会長が原案のとおり指名する。</li> </ul> |
| 主な質問、意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>  |

|          |  |
|----------|--|
| 議題第2号    | 公共的目的広告物（津波避難ビル関係）の取扱いについて<br>～禁止地域における道標・案内図板等の基準～【諮問】                                  |
| 審議結果     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案について了承し、その旨答申を行う。</li> </ul>                  |
| 主な質問、意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切かつ円滑な避難誘導のために必要最小限で、統一的な表示内容とすること。</li> </ul> |

|             |   |
|-------------|---|
| 議題第3号       | 禁止地域における案内誘導広告物の許可基準の見直しについて【報告】  |
| 主な質問<br>意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設への誘導を行う上で主要なポイントとなる交差点等の場所については、案内誘導距離の基準値を一定超過することを認めるような配慮は考えているのか。</li> </ul> <p>(当局回答) 幹線道路には交差点名が表示されており、これによって案内をすることで、施設利用者が目的地へ到達することは可能であると考えられることから、特に配慮をする必要性はないと考えている。</p> |

|             |  |
|-------------|--|
| 議題第4号       | (仮称) 関西学院大学周辺地区の景観形成の考え方について【報告】   |
| 主な質問<br>意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準として行政が押し付ける形ではなく、協議の中で学校側から意匠制限のデザインコードが示されるような、協議型の景観形成のモデルケースとなるようにしていただきたい。</li> </ul> |